

○科学技术特別委員会

内閣提出法律案（一件）

55	番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
		日本原子力研究所法の一部を改正する法律案		五、三六	受領 五、五〇	付託 五、五二 委員會議決 五、六二 本院會議決 五、七六	付託 五、四七 委員會議決 五、五八 本院會議決 五、五〇	五、五二 本院會議で趣旨説明聴取

本院議員提出法律案（三件）

12	8	7	番号	件名	提出者(月日)	予備送衆へ提出月日	参議院	衆議院	備考
				海洋開発基本法案	塩出啓典君(五、四、三)	五、四、五	付託 五、四、三 委員會議決 五、四、三 本院會議決 五、四、三	付託 五、四、五 委員會議決 五、四、五 本院會議決 五、四、五	
				海洋開発委員会設置法案	塩出啓典君(四、三)	四、五	四、三 継続審査	四、三 継続審査	
				日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案	本岡昭次君(五、二、四)	五、六	五、四、未 了	科学技術(予) 五、一六	

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
18	地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律案	鈴木康雄君 外三 (五、四、二)	五、四、八		五、四、八 (予)	五、四、八 内閣	継続審査
22	日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案	大原亨君 外四 (四、二)	四、二〇		四、二〇 (予)	科学技術 四、二〇	未了

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）
（衆議院送付）

- 五九、 三、二八 内閣提出
 四、一七 衆本会議趣旨説明
 五、一〇 衆可決
 五、一一 参本会議趣旨説明
 七、 六 参可決

要旨

本法律案は、行政の各般にわたりその簡素化及び効率化を進める見地から、日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合するために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、日本原子力研究所の設立の目的及び業務に原子力船の開発のために必要な研究を行うことを加えること。

二、同研究所に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事八人以内及び監事二人以内を置くものとする。

三、原子力船の開発のために必要な研究の業務運営は、内閣総理大臣及び運輸大臣が原子力委員会の決定を尊重し

て定める原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画に基づいて行わなければならないものとする。こと。

四、日本原子力船研究開発事業団を解散し、日本原子力船研究開発事業団法を廃止すること。

五、その他所要の規定の整備を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました日本原子力研究所法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政の各般にわたりその簡素化及び効率化を進める見地から、日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合するため同事業団を解散し、その権利義務の一切を日本原子力研究所に承継させるとともに、同研究所の業務として、原子力船の開発のために必要な研究を行うこと等を規定するなど所要の規定の整備を行うこととするものであります。

委員会におきましては、原子力船「むつ」の存廃問題と原船事業団の原研への統合理由、統合後の日本原子力研究所の研究開発体制、今後の船用原子炉の研究のあり方、方

法、関根浜新港の建設に伴う漁業補償、土地買収問題等広範にわたり熱心な質疑が行われ、また六月二十二日には、原研東海研究所及び動燃事業団東海事業所に委員派遣を行いました。が、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して本岡理事、日本共産党を代表して佐藤委員よりそれぞれ反対、また、自由民主党・自由国民会議を代表して古賀理事、公明党・国民会議を代表して塩出理事よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、原子力船の開発のために必要な研究のあり方等に関する事項等四項目にわたる附帯決議案が提出され、賛成多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。